

○長岡市高齢者保健福祉推進会議設置要綱

平成14年3月26日
告示第60号

(設置)

第1条 本市は、高齢者保健福祉施策、介護保険施策及び地域福祉施策(以下「施策」という。)の推進に当たり、医療・保健関係者、福祉関係者その他市民等から広く意見を聴き、これに反映させるため、長岡市高齢者保健福祉推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

(任務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 長岡市高齢者保健福祉・介護保険事業・地域福祉計画の策定、進捗管理及び推進に関する事項
- (2) 地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 会議は、市長が委嘱する委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 会議に委員長及び副委員長を置き、市長がこれらを指名する。

- 2 委員長は、会務を統括し、会議を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその進行を行う。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部福祉総務課で処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第4条本文の規定にかかわらず、平成17年度に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

附 則(平成17年8月24日告示第300号)

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年2月8日告示第63号)

この要綱は、公表の日から施行する。